

第 2 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成28年5月13日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成28年5月13日（金曜日）

午前10時21分開議

午前10時46分閉会

本日の会議に付した事件

平成28年熊本地震に係る被害状況と本県の
対応説明

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補
正予算（第2号）

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第6号 熊本県財産条例の一部を改正
する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長 高木 健次
副委員長 緒方 勇二
委員 小杉 直
委員 氷室 雄一郎
委員 荒木 章博
委員 鎌田 聡
委員 小早川 宗弘
委員 河津 修司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹
政策審議監 坂 本 浩
危機管理監 本 田 圭
秘書課長 横 尾 徹也
危機管理防災課長 沼 川 敦彦
知事公室付政策調整監 府 高 隆

総務部

部長 池 田 敬之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 大 村 裕 司

政策審議監 田 中 信 行

総務私学局長 古 森 美津代

人事課長 平 井 宏 英

財政課長 正 木 祐 輔

県政情報文書課長 田 原 牧 人

財産経営課長 満 原 裕 治

市町村課長兼

県央広域本部総務部長 竹 内 信 義

消防保安課長 松 岡 大 智

税務課長 井 芹 護 利

企画振興部

企画振興部長 島 崎 征 夫

政策審議監 山 本 國 雄

地域・文化振興局長 斉 藤 浩 幸

首席審議員兼企画課長 吉 田 誠

文化企画・

世界遺産推進課長 手 島 伸 介

出納局

会計管理者兼出納局長 出 田 貴 康

管理調達課長 石 川 修

議会事務局

局長 吉 田 勝 也

次長兼総務課長 中 島 昭 則

政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博

政務調査課課長補佐 岩 永 千 夏

午前10時21分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第2回総
務常任委員会を開会いたします。

本日は、本会議を休憩しての委員会であり
ますので、審査を効率的に進めるために、質

疑応答は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

また、本日は執行部を交えての初めての委員会となりますが、本日の委員会出席者は付託議案に係る職員のみとしておりますので、出席者の自己紹介は省略させていただきます。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○池田総務部長 改めまして、4月20日付総務部長を拝命いたしました池田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、平成28年熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための災害復旧経費など、171億600万円の増額補正を計上してございます。

このほか、熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定や、平成28年熊本地震への対応のため、4月に専決処分をさせていただきました補正予算の報告、承認につきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

なお、御審議に先立って、平成28年熊本地震の被害状況等についても御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例議案につきましては各課長か

らそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○高木健次委員長 なお、本日は、災害対策協議会の開催にかえて、各常任委員会において、平成28年熊本地震に係る被害状況と本県の対応について説明をしていただくことになっておりますので、沼川危機管理防災課長から説明をお願いします。

○沼川危機管理防災課長 危機管理防災課課長の沼川でございます。

お配りしておりますA4の資料に基づいて御説明さしあげます。

1 ページをお願いします。

地震の概要を記載しております。

表のとおり、今回の地震の特徴として、最大震度7の地震が、4月14日の前震と16日の本震という形で、短期間に2回発生しております。

震源はいずれも熊本地方で、前震は日奈久断層帯の活動によるもの、本震は布田川断層帯の活動によるものとされております。

2 ページの左側に記載しておりますとおり、黒丸の1つ目、震度7の地震が立て続けに2回発生しており、黒丸の2つ目ですが、震度6弱以上の地震が7回発生するというところで、いずれも観測史上初ということでございます。

右側に、震度別の地震回数を記載しております。

余震は減少傾向にはございますが、震度1以上の地震は累計で1,300回を超えており、昨日で1,400回も超えております。

左下の黒丸の3つ目にありますとおり、これまでの大地震と比較しても、非常に活発な余震活動が継続している状況にあります。

1枚おめくりいただいて、3ページは被害

の概要です。データは、5月11日午前の時点になります。

(1)人的被害ですが、死者68名、行方不明者1名、重軽傷者1,649名となっております。

(2)住家被害は、全壊、半壊等が、未確定のものも含めまして、約7万3,000棟の被害報告が上がっております。まだまだふえている状況でございます。

(3)避難所及び避難者数ですが、本震の翌日、4月17日のピーク時と比較しますと激減しておりますが、いまだに1万1,000人を超える方々が避難所生活をされております。

4ページから6ページにかけては、(1)人的被害、(2)住家被害、(3)避難者数の詳細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

7ページをお開きください。

ライフラインの状況をまとめております。

ごらんとおり、電気、ガス、水道ともに甚大な被害を受けましたが、関係各部の迅速な対応により、現時点では、一部町村の水道を除いて、ほぼ100%復旧しております。

8ページは、各分野の被害額です。

調査中の分野も多く、掲載している被害額も、今後さらに拡大が見込まれます。なお、農林水産関係につきましては、現時点で、この1,022億の段階でも、既に過去最大の被害額となっております。

1ページおめくりいただいて、9ページからは、発災以降の本県の主な対応事項を記載しております。主なものを御説明いたします。

4月14日の前震発生と同時に、災害対策本部を設置し、緊急消防援助隊への応援要請や自衛隊への派遣要請など、迅速に初動対応を行いました。

翌15日ですが、2つ目の丸にありますとおり、被害が大きかった市町村に順次県職員の派遣を始めました。また、この日から政府調

査団が入っており、15日の一番下の丸になりますが、国の現地対策本部も設置されて、国と連携した災害対応体制を整えております。

16日の本震後は、1ページおめくりいただいて11ページになりますが、4月25日、1つ目の丸にありますとおり、副知事と議長等による政府及び政党への緊急要望活動を行いました。

また、12ページ、5月9日の1つ目の丸にあります。知事と議長等により、財政負担等に係る特別立法措置を初めとする要望活動も行ったところです。

さらに、4月29日にお戻りいただくと、その一番下の丸になりますが、現在、仮設住宅の着工がこの日以降始まっており、生活再建策にも全力で取り組んでいるところでございます。

全庁挙げて、引き続き、被災者の方々の生活再建や社会資本の復旧、復興に全力で取り組んでまいります。委員の皆様方におかれましても、引き続き御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

○高木健次委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○正木財政課長 財政課でございます。

各補正予算につきましては、それぞれ所管の委員会で御審議をいただきますが、本委員会では、全体の概要について御説明申し上げます。

座って失礼いたします。

では、説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、4月補正予算ですけれども、平成28年熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るため、被災者の救済と生活支援を中心に、緊急に必要となる予算を知事専決処分により補

正したものでございます。

次に、5月補正予算につきましては、県民サービスに密接に関連する県立学校などの公の施設などの早期復旧に向けた予算を中心に、早急に必要な予算を計上しております。

これらにより、熊本地震関係の予算は537億円となっております。

2ページと3ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございます。

歳入予算では、3ページの9、国庫支出金と15、県債が多くなっておりますが、これは災害救助事業や災害復旧関係の事業が多くなっているためでございます。

4ページと5ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳でございます。

4ページの1、一般行政経費の主な内容は、4月補正における災害救助事業、5ページの2、投資的経費の主な内容は、5月補正の災害復旧事業でございます。

6ページは、今回必要となる地方債の補正内容でございます。

以上が予算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○高木健次委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○沼川危機管理防災課長 危機管理防災課沼川でございます。

資料の8ページをお願いします。

座って説明させていただきます。

4月専決予算についてでございます。

防災総務費につきましては、説明欄のとおり、防災対策費として881万円余を計上しております。これは地震により被災した市町村支援のための県職員派遣に要する経費でございます。

次に、資料の9ページをお願いします。

5月補正予算分でございます。

総務施設災害復旧費ですが、右側の説明欄

のとおり、防災施設災害復旧費として4,129万円余を計上しております。これは、今回の地震によりまして、県が設置している震度計に被害が生じていないかの緊急点検と必要な復旧作業を行うための経費でございます。

危機管理防災課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の12ページをお願いいたします。

上段、大学施設災害復旧費でございますけれども、4億6,000万円余をお願いしております。これは、今回の熊本地震で被災しました県立大学の建物の損傷、それから、実験用機械等の復旧に要する経費でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課の満原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

総務施設災害復旧費といたしまして、2億8,610万円余の補正を行いました。これは、熊本地震により被災しました県庁舎や総合庁舎等につきまして、行政機能を維持するための被災箇所の緊急調査及び緊急修繕に要する経費でございます。

次に、説明資料の12ページをお願いいたします。

総務施設災害復旧費といたしまして、1億2,800万円の増額補正をお願いしております。これも、平成28年熊本地震により被害を受けました県庁舎の施設復旧に要する経費です。

主な内容は、県庁舎、総合庁舎等の廃棄物処理費、総合庁舎の緊急修繕に要する経費でございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○竹内市町村課長 市町村課長の竹内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

資料13ページ、上の段のほうをお願いいたします。

自治振興費につきまして、5,300万円余の増額を計上しております。説明欄をお願いいたします。

被災市町村行政機能確保支援事業として、新たに予算化をお願いするものです。益城町、南阿蘇村、西原村を初め、熊本地震で被災した市町村へ県職員を派遣して、市町村の行政運営や復旧、復興に向けた取り組みを支援するための活動費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松岡消防保安課長 消防保安課の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

説明資料の13ページ、下段をお願いいたします。

総務施設災害復旧費、2億6,900万円余を計上いたしております。右説明欄をお願いいたします。

防災消防航空センター緊急修繕費、消防学校災害復旧費でございますが、さきの地震によって被災しました防災消防航空センター及び消防学校のそれぞれの施設の復旧に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹税務課長 税務課の井芹でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

総務施設災害復旧費につきまして、補正額

の欄、2,616万円余の増額補正でございます。説明欄をお願いいたします。

平成28年熊本地震によって被災を受けました自動車税事務所の施設復旧に要する経費でございます。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課長の手島でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

4月27日付で専決処分いたしました企画施設災害復旧費、1,212万円の承認をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄をお願いいたします。

熊本地震により被災を受けました県立劇場施設の安全性の確認などの緊急点検調査に要する経費でございます。

次に、説明資料の17ページをお願いいたします。

5月補正におきまして、企画施設災害復旧費として2,774万円の計上をお願い申し上げております。内容につきましては、右側の説明欄をごらんください。

熊本地震により被災いたしました県立劇場施設の応急的復旧に要する経費でございます。

県立劇場施設につきましては、外壁や天井、内壁などの一部破壊、トイレ用の高架水槽の損壊などが現時点で確認されておりまして、これらに対して応急的な復旧を行うための経費をお願いするものでございます。これにより、少しでも早い開館を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石川管理調達課長 管理調達課石川ござい

います。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

委員会資料の19ページをお願いいたします。

管理調達課、会計管理費といたしまして、今回500万円の専決予算をお願いしたところでございます。右側の説明欄をお願いいたします。

今、県では、さまざまな復興支援を行っておりますが、例えば被災建築物の応急危険度判定等に大量なコピー用紙等を要しているところでございます。このため、今後、各所属で緊急かつ大量に必要となるであろう物品につきまして、あらかじめ管理調達課のほうで一括して購入をしておきますことで、県の震災対策として、必要な物品を速やかに必要とする所属に配付をさせていただくための経費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中島議会事務局次長 議会事務局中島でございます。

着座にて御説明申し上げます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

このたびの一連の地震によりまして、議会棟施設も、本会議場天井板の落下を初め、各種被害を受けております。このため、議会施設災害復旧費といたしまして、議会棟施設の緊急点検調査を行うための委託料383万2,000円を、4月専決において決定していただいたところでございます。

議会事務局、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

条例等関係議案について御説明申し上げます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、次のページの概要にて御説明いたします。

条例改正の趣旨でございますが、このたびの熊本地震の被災者に対しまして、応急仮設住宅の供給を早急に行うため、応急仮設住宅の買入れについては、議会の議決を要しないという例外規定を設けるものでございます。

改正の内容としましては、現行の財産条例第3条では、1件当たりの予定価格が7,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れを行う場合は、議会の議決を要する旨を規定しておりますが、早急に応急仮設住宅を供給する必要性が生じた場合、速やかに対応するために、平成28年熊本地震による応急仮設住宅の買入れに限定した取り扱いとして、議会の議決を要しないとするものでございます。

なお、施行日は公布の日、具体的には議決日からと考えております。

以上が条例改正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、繰り返しになりますが、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でありますので、質疑は付託議案に限らせていただきますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしてください。

質疑はございませんか。

○荒木章博委員 防災総務の関係で、防災対策、市町村長、8ページ、9ページですけれども、ここでやっぱり緊急を要するというか、今後、ほっといたら人家に及ぼすと、そういうところについてはどのくらいぐらい、

今現状として何点ぐらいありますか。また次、震度6ないし7が来たら、緊急性があるというところの対応というか。

○沼川危機管理防災課長 今のは住家の話、市町村……

○荒木章博委員 市町村も含めて、全体の対応の仕方。だから、緊急性があるところ、特にすぐやらなきゃいけないところとか、そういうところは何カ所ぐらいありますか。

○沼川危機管理防災課長 まだ住家被害については、市町村が今罹災証明の関係で調査をやっておりますので、最終的な数字はまだちょっとわからない状況でございます。

取りまとめをちょっときょうやる予定にしていますけれども、既に市町村の罹災証明自体が9万ぐらい今上がってきておまして、今審査の途上で、証明書を発行している分が2万数千はございますので、その中でどれだけがちょっと危険なのかというのはあるかと思えます。

それと、あと市町村の庁舎については、一部報道もされておりますけれども、益城、それから宇土市、それから人吉市、あと八代市と大津町、このあたりが庁舎が今使えないということで代替の施設を使っておりますし、きょうちょっと新聞にも載っておりますが、一部天草市が教育棟を中心にちょっと使えないという状況になっておりますので、このあたり早急にちょっと調査をする必要があるかなというふうには思っております。

○高木健次委員長 荒木委員、簡潔にお願いします。

○荒木章博委員 これはちょっと大変なことで、港の河川敷が決壊をしていると、防波堤がちょっと膨れてですね。そうした場合、隣

接に、100メートルぐらいのところに西部浄化センターというのがあるんですね。もしこれが壊れますと、熊本の西部地区の約2万世帯、約6万人の人たちが使えなくなるんですね、水が、破損したら。

それで、きのう、熊本市上下水道局の総務部長と局長にも申し入れをしたんですけれども、これは大変な事態が起きるということで、市のほうも認識はしてなかったようなんですけれども。だから、きのうは、国交省の所長または土木事務所のほうにも行って、また、関連して農政部長にもお話をして、緊急性がある状況。

もしこれが、今、ひび割れていますから、空洞化していますから、決壊しますと、約6万人の人たちが、上下水道、だから、トイレとかいろんなものが使えなくなるんですよ。そういう緊急的なものについて、どういうふうに把握しておられるかということをお尋ねしたんですけども、まあ時間の関係もあるし、把握をされてないと思うものだからですね。

ぜひ、これは早急に、どこの部署がやるということではなくて、これはもう一回決壊したなら——もうひび入っていますから、決壊したら、人命はもちろんです。あの地域全体、全部です。私も、あそこに老健施設を持っていますから。母もおりますけれども、まあそれは別にしても、まず人的被害が起きる。2番目に、6万人の人たちが浄化槽が使えなくなってくる、排水もできなくなる。パニックが起きますよ、これは。

ですから、県部局と国あたりとも相談して、早急に対応していただきたい。ここを要望しておきます。

委員長、以上です。

○高木健次委員長 沼川課長、まだ今の時点で明らかでない部分がいっぱいあると思いますので、またよろしくその辺はお願いしてお

きます。

○沼川危機管理防災課長 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号及び第6号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、要望書が2件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回総務常任委員会を閉会します。

午前10時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長